

非核三原則の堅持を強く求める意見書

高市首相は、非核三原則の見直し論議を与党内で開始させる検討をするという表明をしています。歴代政府は核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を、日本の国是してきたもので、その見解を覆すものです。

日本は人類史上で唯一の戦争被爆国です。核兵器の残虐性を体験してきた被爆者らは、日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも、核攻撃の標的になることも許すことができません。

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、非核三原則の見直しに、厳しく抗議しています。日本被団協は原爆投下から11年後の1956年に結成して以来、国内外に向けて核兵器の非人道性や核兵器の廃絶を訴え続けてきました。その活動が評価され、ノーベル平和賞を受賞しました。

唯一の戦争被爆国として、世界に核兵器廃絶と戦争のない社会を呼びかけることこそ、平和憲法を持つ日本の国際的役割です。

よって本市議会は、政府に対して次のとおり強く求めます。

記

1. 「非核三原則」の堅持。
2. 核兵器も戦争もない人間社会に向けて世界の指導的役割を担うこと。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

摂津市議会